

平成 30 年度千曲市地域支援事業 一般介護予防事業
「介護予防 転倒予防教室」業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

地域支援事業実施要綱（平成 18 年厚生労働省老健局長通知老発第 0609001 号「地域支援事業の実施について」別紙）及び千曲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 28 年千曲市告示第 82 号）に規定する一般介護予防事業を実施するにあたり、適切なプログラムの企画並びに円滑な事業運営を行う能力を有する委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 公募する事業の概要

(1) 事業名

平成 30 年度千曲市地域支援事業一般介護予防事業「介護予防 転倒予防教室」事業

(2) 事業内容

平成 30 年度千曲市地域支援事業一般介護予防事業「介護予防 転倒予防教室」に関する仕様書のとおり

(3) 委託期間

平成 30 年 8 月 1 日（予定）から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

ただし、市が受託者への当該業務委託を不相当と認めた場合又は受託者が法令等を遵守しない場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除する場合がある。

(4) 受託事業者数

1 事業者

(ア) 提案金額

提案金額は、1 人、1 か月あたり 5,760 円（税込）以下とする。

※この内、参加者負担金を 1 人 1 か月 1,600 円とする。

※提案金額から参加者負担金を差し引いた額を市が受託者に支払う。

※提案金額には、人件費（スタッフの移動費含む）、資料代、必要物品費用、送迎のためにかかる費用など、事業実施に係る経費を含むこととする。

※委託期間内において教室準備期間中の委託料の支払いは行わないものとし、事前打ち合わせ等の費用は受託者の負担とする。

※上記提案金額は、平成 30 年度の予定額であり、委託料は、今後、法及びこれに係る政省令、条例及び要綱等が改正される等により業務内容が変更になった場合、業務委託期間内であっても委託料の額は変更となる場合がある。

3 応募資格要件

次の条件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 介護保険法の趣旨を理解し、高齢者を対象とした介護予防事業についての企画・実施能力を有し、併せて自治体若しくは企業等において介護予防事業（類似する事業も含む）に関し、1年以上継続して実施実績があること。
- (2) 事業委託仕様書に基づく事業の履行が可能なこと。
- (3) 委託期間中、安全円滑に事業運営ができること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 本プロポーザル方式実施の公告日から業務委託契約締結の日までの間、千曲市から指名停止を受けていない者、並びに会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続き又は再生手続き開始の申し立てがなされ、更生手続開始又は再生手続開始の決定がされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員またはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないものであること。
- (7) 最近1年間の法人税、消費税、地方消費税及び法人市民税又は市県民税の滞納をしていないこと。

4 プロポーザル参加申し込み事前説明会（説明会参加には申し込みが必要です）

(1) 開催日時

平成30年5月29日（火）午後1時30分から

(2) 開催場所

千曲市役所戸倉庁舎 4階 会議室2

(3) 説明会申し込み方法

以下の申込先まで、FAXにて申し込みしてください。

申し込み様式は任意としますが、次の事項を記入してください。

- ① FAXには、『「介護予防 転倒予防教室」業務委託説明会申込』と記載して下さい。
- ② 説明会に出席する事業者名
- ③ 出席者名（2名以内）
- ④ 連絡先（FAX）

（申込先）千曲市高齢福祉課 更埴地域包括支援センター FAX：026-272-6302

(4) 説明会申し込み期限

平成30年5月25日（金）午後5時15分まで

(5) その他

後記6参加申し込み書などの提出にあたっては、この説明会への出席を必須とします。

5 質疑及び回答

(1) 受付期限

平成 30 年 5 月 29 日（火）説明会終了後から 6 月 1 日（金）午後 5 時 15 分まで

(2) 提出方法

質問書（様式 5）に必要事項を記入した上、FAX で下記宛に提出すること。

FAX の件名には『「介護予防 転倒予防教室」質問書』とご記載ください。

なお、電話及び直接来庁による質問には応じません。

（提出先）千曲市高齢福祉課 更埴地域包括支援センター FAX：026-272-6302

(3) 質問に対する回答

回答は、6 月 7 日（木）までに、上記 4 の説明会へ出席したすべての事業者へ FAX にておこないます。

(4) その他

前記 4 の説明会に出席しなかった事業者から「質問書」の提出があっても受け付けを
しません。

6 参加申し込み書などの提出について

業務の受託を希望する法人は、次のとおり参加申し込み書等を提出することとします。

(1) 提出方法

① 受付期間

平成 30 年 5 月 29 日（火）から 6 月 20 日（水）までの土曜日及び日曜日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間のみ受付とします。

② 提出先

千曲市役所更埴庁舎 健康福祉部

高齢福祉課 更埴地域包括支援センター相談支援係

（住所）千曲市大字杭瀬下 84 番地

③ 提出方法

提出先へ必ず持参し提出してください。（郵送での提出は不可とします。）

④ 提出部数

原本 1 部、及び原本を複写したもの 7 部

(2) 提出書類

① 参加申し込み書（様式 1）

② 企画提案書（様式 2）

③ 提案見積書（様式 3）

※提案金額は、契約のためではなく、あくまでもプロポーザルの評価の 1 つとして参考に
にするものです。

④ 暴力団排除に関する誓約書（様式 4）

⑤ 定款又は寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書（写し可。ただし①の参加申し込み 書提出日前 3 か月以内に発行されたもの）

- ⑥ 国税の納税証明書（その3の3：法人税及び消費税及び地方消費税についての未納税額がない証明用）及び千曲市納税証明書（写し可。ただし千曲市に納税義務のあるものに限る）

(3) その他留意点

- ① 提出書類は、A4 版縦型左綴じとします。
- ② 文字は 11 ポイント以上とします。
- ③ 様式 2 及び様式 3 の要件を満たす独自の企画提案書及び見積書を作成しての提出も可能です。
- ④ 提出書類は理由の如何を問わず返却はしません。
- ⑤ 千曲市が必要と判断したものについては、書類の内容を無償にて使用できるものとします。
- ⑥ 書類の作成・提出に必要な費用は、参加申し込みの事業所等の負担とします。
- ⑦ 提出後の書類の追加・変更は認めません。
- ⑧ 参加申し込みにあたっては、前記 4 の説明会への出席を必須とします。

7 プレゼンテーション

原則、前記 6 で提出された書類に係るプレゼンテーション及びヒヤリングを実施します。

(1) 開催日

平成 30 年 6 月 27 日（水） 午後 1 時 30 分から

(2) 開催場所

千曲市役所戸倉庁舎 4 階 会議室 2

(3) 出席者

4 名以内とします。（出席者は、事業者の役職員であること。）

(4) 内容

事業者からの説明（プレゼンテーション）の時間 15 分以内及び質疑 10 分以内を予定しています。

なお、説明は前記 6 で提出した書類に沿って行ってください。

また、前記 6 で提出した書類以外の資料は使用しないでください。

8 審査方法、審査基準

(1) 審査委員会

選定に係る審査は、審査委員会を設置します。なお、審査委員会は非公開とします。

(2) 審査方法

事業の受託を希望する事業者から提出された書類やプレゼンテーションにより、千曲市が、その妥当性、効率性及び実施可能性を総合的に判断し、当該実施業務の委託に最適な事業者を「受託候補者」として決定します。

(3) 審査結果の発表

後日、前記7のプレゼンテーションに参加された事業者すべてに通知します。

(4) その他

審査内容や選定結果に関する問い合わせ等は一切受け付けをしません。

9 その他

(1) 応募に関して必要な費用は、参加申し込みの事業者の負担とします。

(2) 事業開始に至るまで

- ① 本市は、選定後、受託候補者と細目を協議します。なお、協議に要する費用は受託者候補者の負担とします。
- ② 上記協議後、見積りを徴し、7月下旬に契約を締結します。
- ③ 本プロポーザルにおける提案は、業務履行に関する能力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適な受託候補者を選定するためのものです。企画提案は、業者選定を行う上での資料であり、業務にあたって提案内容を拘束するものではありません。
- ④ 千曲市財務規則（平成15年規則第31号）に基づき所定の手続きを経て契約を締結しますが、万が一選定後に受託候補者が辞退する場合に、本市に損害が生じた場合にはその費用の賠償を請求します。
- ⑤ 平成30年9月1日から円滑に業務を開始できるよう、準備、事業計画等の作成を行ってください。その場合の作成費、交通費等は受託候補者が負担してください。

<受託候補者特定並びに事業開始までの流れ>

○市ホームページへの公募日 平成 30 年 5 月 18 日 (金)

○説明会参加申し込み期限 平成 30 年 5 月 25 日 (金) 午後 5 時 15 分まで

○説明会 平成 30 年 5 月 29 日 (火) 午後 1 時 30 分から

*応募にあたっては、本説明会への出席を必須とします。

○要領等に係る質問受付及び回答

受付：平成 30 年 5 月 29 日 (火) 説明会終了後から 6 月 1 日 (金) 午後 5 時 15 分まで

回答：平成 30 年 6 月 7 日 (木) までに、上記説明会へ出席したすべての事業者へ FAX にて行います。

○応募期間

平成 30 年 5 月 29 日 (火) 午前 8 時 30 分から 6 月 20 日 (水) 午後 5 時 15 分まで、持参による提出 (土日を除く)。

○面接審査 (プレゼンテーション)

平成 30 年 6 月 27 日 (水) 午後 1 時 30 分から

事業者によるプレゼンテーション及びそれに対する質疑応答を行います。

○審査結果通知

平成 30 年 7 月上旬

○契約日

平成 30 年 7 月下旬

○委託開始日

平成 30 年 8 月 1 日 (予定)

○教室開始日

平成 30 年 9 月 1 日 (予定)

<提出及び問い合わせ先>

住所：〒387-8511

千曲市大字杭瀬下 84 番地 (更埴庁舎北庁舎)

千曲市 健康福祉部 高齢福祉課 更埴地域包括支援センター

電話：026-273-1111 内線 5522 FAX：026-272-6302